

資料 2

国民健康保険料の賦課限度額の改定について

【諮問事項】

保生保第 1 3 9 号

平成 2 8 年 2 月 8 日

京都市国民健康保険運営協議会

会 長 折 坂 義 雄 様

京都市長 門 川 大 作

平成 2 8 年度京都市国民健康保険事業について（諮問）

京都市国民健康保険運営協議会規則第 2 条の規定に基づき，下記の事項について，諮問します。

記

国民健康保険料の賦課限度額の改定について

基礎賦課額の賦課限度額を 5 2 万円から 5 4 万円に，

後期高齢者支援金等賦課額の賦課限度額を 1 7 万円から 1 9 万円に，

それぞれ改定すること

（諮問理由）

国民健康保険料については負担の上限額が定められているため，中間所得者層を中心とした限度額に至らない世帯においては，医療費等の増加などにより保険料負担が増加する傾向にあります。

このような状況のもと，国においては平成 2 8 年度から保険料賦課額の賦課限度額を引き上げる政令改正が予定されております。本市においても，中間所得者層の負担軽減の観点から，政令にあわせて基礎賦課額の賦課限度額を 5 2 万円から 5 4 万円に，後期高齢者支援金等賦課額の賦課限度額を 1 7 万円から 1 9 万円に，それぞれ改定することとしたいと考えております。

以上の理由により，諮問いたします。

国民健康保険料の賦課限度額の改定について

改正の概要

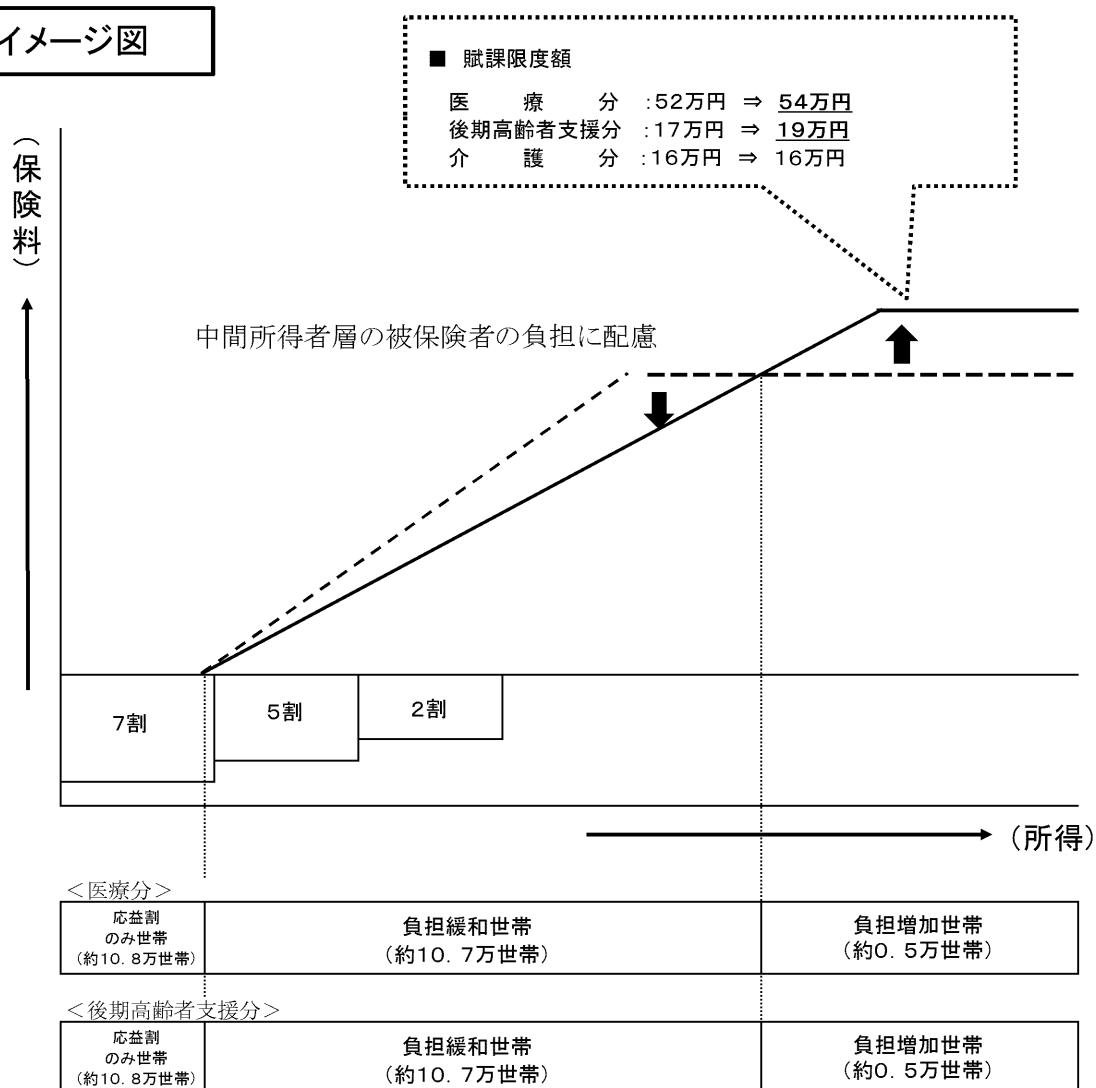
国においては、28年度から医療分保険料の最高限度額を現行の52万円から54万円に、後期高齢者支援分保険料の最高限度額を現行の17万円から19万円とする政令改正が予定されている。

本市においても、中間所得者層の負担軽減の観点から、政令改正に合わせて、下表のとおり改定することとしたい。

賦課限度額（保険料最高限度額）

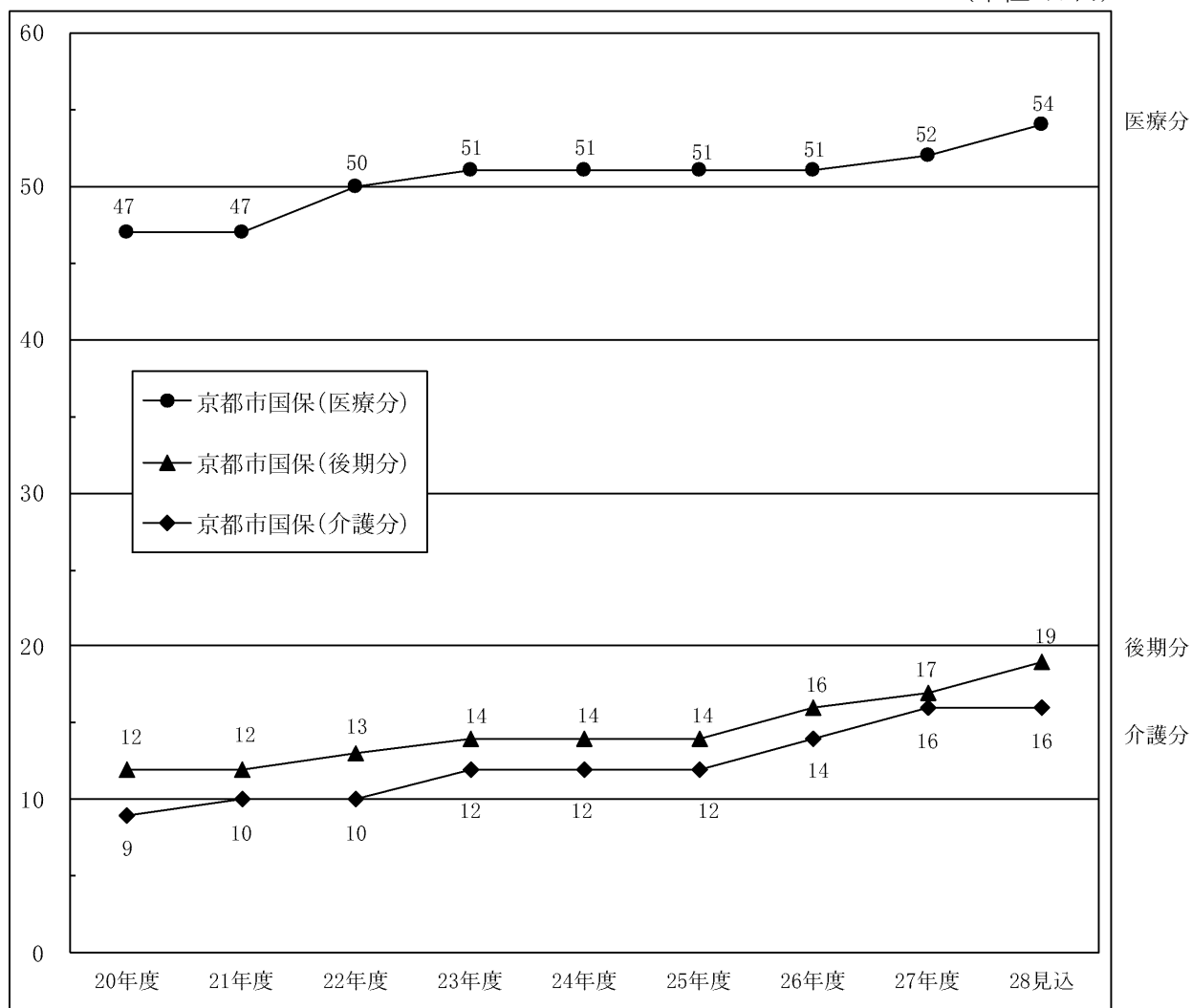
	現行	改定後	増△減
医 療 分	52万円	54万円	2万円
後期高齢者支援分	17万円	19万円	2万円
介 護 分	16万円	16万円	0万円
合 計	85万円	89万円	4万円

イメージ図



京都市国民健康保険料最高限度額の推移

(単位: 万円)



※国基準に合わせて改定